

厚生労働科学研究費補助金（がん臨床研究事業）
分担研究報告書

5. 職域・労働衛生の観点からみたがん対策の国際比較

分担研究者 寶珠山 務（産業医科大学産業生態科学研究所環境疫学 講師）

研究要旨

わが国の適切な職域がん対策の構築のために、1975年以降の職域健診関連論文を抽出し、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、北欧諸国、および韓国等との職域健診制度の比較を行った。わが国は、フランスと並び、法令に基づいて一定の労働者に一様な健診が実施される「法規準拠型」であり、米国や英国をはじめとする国々での実務的かつ柔軟的な「自主対応型」のものとは大きく異なる。前者では後者に比べ、国の基礎水準の底上げには効果的だが高度産業社会の複雑化した健康障害への臨機応変な対応が取りにくい。諸外国の職域がん対策の比較研究の知見を、わが国の制度の改善のために活用することが望まれる。

A. 研究目的

諸外国の職域・労働衛生におけるがん対策の実態を分析し、「がん対策基本法」のもとで、従来の労働衛生管理体制（化学物質規制、曝露管理、健診など）との整合性のとれた新たな職域がん対策のあり方を検討する。

今年度は、職域健診の国際比較の結果に基づき、わが国の職域がん対策の特徴と問題点を抽出し、考察を加えた。

B. 研究方法

医学文献データベースの MEDLINE を用いて1975年以降の職域健診に関する英語論文を抽出し（検索語：occupational health, occupational health service ほか）、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、北欧諸国、韓国等の職域健診制度との比較を行った。特に、わが国の特殊健診に相当する「特定の職業曝露を有する労働者に実施される健診」に着目し、根拠法規、健診制度、曝露物質などの観点から、相互の比較を行った。

（倫理面への配慮）既に報告された文献情報をもとに行っており、特に倫理的問題は発生しないものと考えられる。

C. 研究結果

わが国の制度は、フランスのそれと並び、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則など法令に基づいて一定の労働者に一様な健診が実施される「法規準拠型」であるのに対し、米国、英国をはじめとする国々での実務的かつ柔軟的に対象労働者や実施項目を変更できる「自主対応型」とは大きく異なる。韓国では、日本に類似した制度を有していたが、1997年以降、法規準拠型から自主対応型への産業保健制度改革を敢行し、労働者の曝露状況に応じた対応が健診間隔や項目選択に生かすなどが可能になっている。

D. 考察

一般に、法規準拠型の健康管理対策では、財務的、技術的資源の乏しい企業組織の従業者にも一定の保健サービスが提供され、国全体の基礎的項目の水準を向上させる利点があるものの、高度に産業が発達し、労働が多様化した場合には、複雑な健康障害の予防対策への臨機応変な対応が取りづらいとの指摘がある。わが国の職域がん対策として、例えば、特別化学物質障害予防規則では52種類の物

質を毒性に応じて曝露対策や半年毎の健診実施などを定めているが、石綿をここから独立させて石綿障害予防規則を定めたのは2005年7月であり、先進国中では遅い対応であると言わざるを得ない。今後のわが国では、法規準拠型を取りつつも、効果的ながんスクリーニングの項目や運用方法などを導入し、さらに効率のよい職域がん対策を確立すべきことは言うまでもない。諸外国の職域がん対策の実態を調べ、わが国のよりよい制度の構築に向けて、その知見を参考にするべきである。

E. 結論

わが国の職域がん対策のあるべき方向を、職域健康診断の国際比較の結果を引用して考えると、わが国の法規準拠型の職域健診制度は、欧米諸国に多く見られる自主対応型に比べて、高度産業社会における複雑化した健康障害への臨機応変な対応が取りにくい。諸外国の職域がん対策の国際比較研究での知見を、わが国の制度の改善のために活用することが望まれる。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし